

解体工事の入札参加資格要件等の取扱いについて

平成 28 年 6 月 1 日施行の建設業法の改正により、建設業許可の業種区分（建設工事の種類）に解体工事が新設され、「法施行日時点で、とび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、平成 31 年 5 月 31 日までの間は、解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能」とする経過措置により、現在は解体工事又は経過措置対象のとび・土工・コンクリート工事で解体工事を行えますが、平成 31 年 6 月 1 日以降、建設業許可を要する解体工事については、解体工事業の許可を有していないと施工することができなくなります。

このことから、経過措置期間中の入札や契約であっても、工期末が平成 31 年 6 月 1 日以降となる解体工事については、経過措置対象のとび・土工・コンクリート工事の許可のみを有する者は参加できないこととします。

志摩市の解体工事における入札参加資格要件（建設業許可）の取扱いは、下記のとおりとします。

記

解体工事の建設業許可について

現在、志摩市が発注する解体工事の建設業許可（建設工事の種類）は、建築物解体を例として、建築一式工事、解体工事又は経過措置対象のとび・土工・コンクリート工事の組み合わせで発注を行っていますが、下記の案件より、総合的な企画、指導、調整が必要な解体工事は建築一式（土木構造物は土木一式）で発注し、各種専門工事で建設されるもののみの解体工事は専門工事、それ以外の解体工事は、解体工事で発注します。

各許可業種については、志摩市競争入札資格者名簿に希望業種として登録している必要があります。

建設業許可（建設工事の種類）要件

	工期末が 平成 31 年 5 月 31 日 までの案件	工期末が 平成 31 年 6 月 1 日 以降の案件
家屋等の工作物を解体する工事	「一式工事」 「解体工事」 「とび・土工・コンクリート工事（経過措置対象）」	「解体工事」
総合的な企画、指導、調整が必要な解体工事	「一式工事」	「一式工事」
専門工事で建設されるもののみの工事	各種専門工事の許可	各種専門工事の許可

なお、総合的な企画、指導、調整が必要な解体工事については、解体工事の規模にかかわらず、工事内容や現場状況等を考慮して判断することになりますが、三重県から考え方として以下の例が挙げられています。

【県 HP 解体工事業の新設にかかる業種追加のご案内について（詳細版）より抜粋】

解体工事業にかかる業種区分の考え方 参考例

- 解体工事 工事内容：家屋等の工作物を解体する工事
許可業種：解体工事業（工作物の解体を行う工事）
- 建築一式工事 工事内容：高層ビル等の建築物を解体する工事
許可業種：建築工事業
（総合的な企画、指導、調整が必要な建築物を解体する工事）
- 各種専門工事 工事内容：信号機のみを解体する工事
許可業種：電気工事業
（それぞれの専門工事（この場合、電気工事）において、建設される目的物について、そのみを解体する工事）

留意事項

1. 解体工事の許可を要する入札に参加される場合は、解体工事の許可を取得して解体工事の経営事項審査を受審し、かつ志摩市競争入札資格者名簿の解体工事業を希望業種として登録されていないと参加できなくなりますのでご注意ください。

志摩市競争入札資格者名簿への希望業種の追加は、三重県建設技術センターへの郵送による申請であり、名簿登載時期は審査完了日の翌月1日となりますので、解体工事の許可取得と経営事項審査を行われましたら、お早めに手続きを行ってください。

2. 現在のところ発注があるかどうかは未定ですが、「工期に平成31年6月1日以降が含まれる工事」としては、平成31年3月～5月といった時期の入札が予想されます。余裕をもって資格者名簿の希望業種の登録を進めていただきますようお願いいたします。

その他

入札参加資格申請書の記載についてまとめましたので、今後の参考にしてください。

・発注業種欄の記載について

	工期末が平成31年5月31日までの案件の発注業種欄の記載	工期末が平成31年6月1日以降の案件
解体工事の許可を取得し、資格者名簿の希望業種登録も完了している	解体工事申請	解体工事申請【参加可能】
解体工事の許可を取得し、資格者名簿登録は未完了	とび・土工・コンクリート工事申請	【参加できません】
解体工事の許可を有していない	一式工事又は、とび・土工・コンクリート工事申請	【参加できません】

参加可能な許可業種については、入札公告の建設業許可業種（建設工事の種類）でご確認ください。